

# 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律

(平成一四年三月三十一日法律第九号)

## 一、提案理由(平成一四年三月一五日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

刑法の≡博罪等の特例として法律に基づき実施されている競輪、オートレースは、これらの売り上げを通じた全国的な社会還元を行うとともに地方財政の健全化に寄与しており、高い社会的意義を有しているところであります。しかしながら、近年の景気低迷等により、競輪、オートレースの売上額は大きく減少し、施行者である地方自治体の事業収支も大幅に悪化しております。

このような状況の中で、これらの事業が所期の法目的を達成していくためには、当該事業の構造改革が不可欠であり、各施行者の事業収支改善に向けた取り組みに資する所要の措置を講ずることが必要であります。

かかる観点から、政府といたしましては、このたび、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、自転車競技法の一部改正であります。

その改正の第一点は、施行者からの日本自転車振興会へ交付すべき交付金の交付率を定めた別表第一及び別表第二の売上額区分について、各別表制定当時の消費者物価指数の上昇を基本として見直し、施行者の負担軽減を行うことであります。

第二点は、事業の再建に取り組む赤字施行者等に対して、事業収支改善計画の作成等を条件として、交付金の支払いを最長三年分猶予することあります。

第三点は、事業の再建に向けた努力にかかわらず収支が改善しない施行者が、専用場外車券売り場への転換または競輪、オートレース事業からの撤退を決断した場合、その必要となる費用に充てるため、猶予された交付金の交付義務の全部または一部を免除することあります。

第四点は、現在、自転車競技会にのみ委託できることとなっている競輪関係事務のうち、車券発売、広報、警備等について、その委託先を拡大し、民間活力の導入を図ることあります。

第五点は、日本自転車振興会の貸付業務について、昨年十二月に閣議決定された特殊法人等整理合理化計画を踏まえた縮減を行うことあります。

第六点は、のみ行為等の違法行為に対する罰則を強化することあります。

第二に、小型自動車競走法の改正であります。

その改正の第一点は、ただいま申し上げました自転車競技法の改正と同趣旨の改正を行うことあります。

第二点は、場外車券売り場の設置等に関する規定を自転車競技法並みに明確化するこ

とであります。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

## 二、衆議院経済産業委員長報告（平成一四年三月二二日）

谷畑孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年の競輪及びオートレースをめぐる環境の変化に対応した構造改革を進めるため、各施行者の収支改善に向けた取り組みに資する所要の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、

第一に、施行者から日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会に交付する交付金の交付率を定めた別表第一及び第二の売上額区分について見直しを行い、施行者の負担軽減を図ること、

第二に、事業再建に取り組む赤字施行者等に対して、事業収支改善計画の策定を条件として交付金の支払いを最長三年分猶予するとともに、施行者が場外車券売り場への転換や競輪及びオートレース事業からの撤退を決断した場合、猶予した交付金の減免を行うこと、

第三に、競輪及びオートレース関係事務のうち、車券販売事務その他の事務を他の地方公共団体または私人に対して委託することができること等であります。

本案は、去る三月十一日日本委員会に付託され、同月十五日平沼経済産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。同月十九日質疑が行われ、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、保守党の六会派及び無所属議員から、政府は、平成十八年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の自転車競技法及び小型自動車競走法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うことを主な内容とする修正案が、日本共産党から、競輪及びオートレース関係事務の委託先から私人を削除すること等を主な内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

それぞれの修正案について趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、順次採決を行った結果、日本共産党の提案に係る修正案は否決され、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、保守党の六会派及び無所属議員の提案に係る修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

委員会修正の提案理由（平成一四年三月一九日）

鈴木（康）委員 ただいま議題となりました自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党・市民連合、保守党及び宇田川芳雄君を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の趣旨は、政府は、平成十八年三月三十一日までの間に、この法律による改正後の自転車競技法及び小型自動車競走法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 三、参議院経済産業委員長報告（平成一四年三月二九日）

保坂三蔵君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、近年、競輪及びオートレースの売上額が大きく減少し、施行者である地方自治体の競輪等の事業収支も大幅に悪化していることから、日本自転車振興会等に対する交付金制度を見直して、負担の軽減を図るとともに、事務委託に係る規制を緩和する等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、政府は平成十八年三月三十一日までの間に本法施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う旨の修正が行われております。

委員会におきましては、公営競技の在り方、日本自転車振興会等による補助事業の透明性確保、競輪事業の振興策等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して西山委員より修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本共産党を代表して西山委員より原案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、まず修正案は賛成少数をもって否決され、次に本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。